

平成 30 年 12 月 27 日 第 4 回電気の経過措置料金に関する専門会合

NPO 法人消費者スマイル基金事務局長 河野 康子

都合により標記専門会合を欠席するにあたり、議題に関して以下の通り意見を申し述べます。

○今回の検討議題は、競争研中間論点整理で示された「解除基準」をベースにした①消費者の状況②十分な競争圧力の存在③競争の持続的確保という 3 つの検討項目について多様なデータを基に、基準の具体化が図られたところであり、どういう状況になったら解除の検討に入るのかが、よりわかりやすく提案されたと受止めました。今回示された競争の確保の必須要件である「十分な競争圧力の存在」の検討を先行させ、その施策が機能することを確認した後、経過措置の解除に踏み切るべきであり、今回の基準の検討によって市場構造の変革を強力に推し進めていく力になってほしいと期待しています。

○1 点目の「消費者の状況」に関しては、今回、消費者委員会公共料金等専門調査会から開示された「電気の経過措置料金解除に関する意見」、当専門会合事務局からの「地域の消費者団体からのご意見」に関する報告から分かる通り、消費者の状況を丁寧に把握していただいた結果として、消費側の情報量、交渉力等のハンディを鑑みれば、消費者が自由に選択できる環境が整ったことが確認できてから、経過措置料金の解除を行うべきであることが明らかになったと思います。その上で、どのような数値を目標においても、実態を適切に反映したものとは言えず、今回の事務局提案のように、消費者の理解を深める努力と、安心できる環境整備を進めることが優先事項であり、定量的な判断基準を置くことは困難ではないかと考えます。

○2 点目の「十分な競争圧力の存在」に関しては、低圧部門の市場構造における有力で独立した複数の競争者の定義、旧一電の地位の評価方法、十分な供給余力の確保という各論点について、今回示された有力、複数、独立の定義や新規参入者の状況等についての見解で提示された内容を適用すべきです。低圧部門の市場行動において競争者との価格協調（同様に類似のメニュー提案等）への指摘は重要であり、エリアを越境する「旧一電+旧一ガス」の提携のように卸取引など上流での協調をどのように捉えるかという課題にも一定の見解が必要です。3 点目の競争基盤の構築、競争の持続的確保に関しても、市場に任せるだけでなく、積極的な行政の力の発揮を期待したいと思います。

○電気の小売りが自由化されたことで、消費者は選択できる環境を手に入れましたが、値上げが行われてもそれが経済合理性に適った公正な料金であるかどうかは見えにくくなりました。今回電気料金等の事後監視に関して「解除後 3 年間程度は市場における有力な地位を利用した不当な値上げ等の有無を監視するための情報収集を制度的に行うこととしてはどうか」とした基本的な方針が示されました。詳細は今後の議論に譲るとして、解除後の市場を公正に維持するための事後監視は必要であり、適正な料金水準の開示なども含めた電力・ガス取引監視等委員会のような公平な第三者による実効性のあるチェック体制の整備をお願いしたいと思います。

以上